

# 熊本市公報

## 第 1417 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務厚生課  
発行日 毎月 15 日・末日

### 目 次

### 規 則

○熊本市軌道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 1 号）	3
--	---

### 告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 1 号）	4
○障害者総合支援法による障害者福祉サービス事業者の指定（告示第 4 号）	4
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 5 号）	5
○放置自転車の移動及び保管（告示第 6 号）	5
○放置自転車の売却等（告示第 8 号）	6
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 9 号）	7
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止（告示第 10 号）	7
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 14 号）	7
○障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 15 号）	8
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 17 号）	8
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 18 号）	8
○平成 27 年度及び 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 19 号）	9
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 20 号）	9
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料の公示送達（告示第 21 号）	10
○保管した広告物又は掲出物件（告示第 22 号）	10

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 2 号）	10
○都市公園の供用開始（公告第 9 号）	11
○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧（公告第 11 号）	11
○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧（公告第 12 号）	12
○開発行為に関する工事の完了（公告第 14 号）	13
○県営事業施行申請に係る計画概要等（公告第 28 号）	13
○県営事業施行申請に係る計画概要等（公告第 30 号）	14
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（第 10 号）（公告第 33 号）	15
○建築基準法による建築協定（公告第 36 号）	15
○開発行為に関する工事の完了（公告第 37 号）	16
○町の区域及び名称の変更（公告第 40 号）	16

**中 央 区**

○住民票の職権消除（中央区告示第 1 号） .....	17
-----------------------------	----

**南 区**

○住民票の職権消除（南区告示第 1 号） .....	17
----------------------------	----

**北 区**

○住民票の職権消除（北区告示第 1 号） .....	17
----------------------------	----

**東 区**

○住民票の職権消除（東区告示第 1 号） .....	17
----------------------------	----

○住民票の職権消除（東区告示第 2 号） .....	17
----------------------------	----

**上下水道局**

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 1 号） .....	18
---	----

○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 2 号） .....	19
-----------------------------------	----

**病 院 局**

○平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内（医師）（病院局公告第 53 号） .....	19
---	----

**監 査**

○平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置（監委公告第 1 号） .....	19
--	----

○平成 24 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書（監委公告第 2 号） .....	34
---	----

**農業委員会**

○農業委員会総会の招集（農委公告第 13 号） .....	68
-------------------------------	----

**規 則**

規 則 第 1 号

平成 28 年 1 月 15 日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市軌道条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 70 号）の施行期日は、  
平成 28 年 2 月 1 日とする。

**告 示**

告 示 第 1 号

平成 28 年 1 月 4 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、同法第82条第2項及び同法第115条の5第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2、同法第85条及び同法施行規則第133の2、同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

別紙一覧のとおり（登載省略）

告 示 第 4 号

平成 28 年 1 月 5 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

## 1 事業所の名称及び所在地

- (1) ヘルパーステーションゆめ咲  
熊本市中央区大江三丁目1番43号303大江浜坂ビル
- (2) アウトリーチ  
熊本市東区健軍一丁目38番13号
- (3) 自立の店ひまわりパン工房・カフェ  
熊本市中央区国府一丁目530番
- (4) ふとりねこ焙煎所  
熊本市中央区東子飼町8番43号

## 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 合同会社アイ・エス・ケア  
熊本市南区出仲間八丁目9番3-1006号  
山下 法子
- (2) 株式会社アソート  
熊本市東区健軍一丁目38番13号  
宮下 武
- (3) 特定非営利活動法人自立の店ひまわりパン工房・カフェ  
熊本市中央区新町一丁目3番1号  
牧野 智子
- (4) NPO法人 UDくまもと  
熊本市中央区西子飼町3番22号レオパレス西子飼町105号  
矢ヶ部 孝志

## 3 指定年月日

平成28年1月1日

## 4 障害福祉サービスの種類

- (1) 居宅介護、重度訪問介護
- (2) 就労継続支援A型
- (3)(4) 就労継続支援B型

## 5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 居宅介護：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児  
重度訪問介護：定めなし
- (2)(3) 身体障害者、知的障害者、精神障害者
- (4) 知的障害者、精神障害者

---

告 示 第 5 号

平成 28 年 1 月 5 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) COMPASS 発達支援センター熊本  
熊本市北区清水本町 2 番 34 号
- (2) キッズリハ北区  
熊本市北区榆木一丁目 1 番 20 号
- (3) そらひろ 虹のいえ  
熊本市東区昭和町 9 番 23 号トリヴァンベール昭和町 1 F
- (4) コラゾン近見  
熊本市南区近見八丁目 6 番 101 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 株式会社三葉  
福岡県北九州市小倉南区葛原一丁目 2 番 35 号  
北田 健二
- (2) 一般社団法人中川児童会  
熊本市北区鹿子木町 56 番地 2  
中川 学
- (3) 株式会社ソラヒロ  
熊本市中央区新屋敷二丁目 27 番 17 号 1 F  
池田 英彦
- (4) 株式会社ピアヒロ  
宮城県黒川郡富谷町東向陽台二丁目 13-5-1  
諸隈 英人

3 指定年月日

平成 28 年 1 月 1 日

4 障害児通所支援サービスの種類

- (1)(4) 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (2)(3) 放課後等デイサービス

5 主たる対象者

- (1) 重症心身障害児を除く障害児
- (2)(3)(4) 定めなし

---

告 示 第 6 号

平成 28 年 1 月 6 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条及び第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第 14

条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 27 年 12 月 11 日	中央区平成二丁目平成駅前自転車駐車場、東区昭和町 16-16、南区富合町志々水 151 富合駅高架下自転車駐車場
イ	平成 27 年 12 月 14 日	銀座通りエリア、新市街エリア、中央区坪井六丁目 37、北区兎谷一丁目 2
ウ	平成 27 年 12 月 15 日	西区春日三丁目 12、中央区出水一丁目 431 水前寺児童公園前駐輪場、中央区大江一丁目 4、中央区渡鹿八丁目東海学園前駐輪場、東区健軍四丁目庄口公園駐輪場、北区清水亀井町 49、北区鶴羽田二丁目 12
エ	平成 27 年 12 月 16 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア
オ	平成 27 年 12 月 18 日	手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、並木坂エリア
カ	平成 27 年 12 月 21 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区坪井六丁目 18、並木坂エリア
キ	平成 27 年 12 月 22 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、並木坂エリア
ク	平成 27 年 12 月 24 日	銀座通りエリア、市庁舎南側駐輪場、市庁舎北側駐輪場、市役所地下駐輪場、手取エリア、上通りエリア、上通自転車駐輪場、新市街エリア、中央区春竹町 485、中央区辛島町辛島公園地下自転車駐車場、中央区東阿弥陀寺町 2、東区健軍四丁目 8、並木坂エリア
ケ	平成 27 年 12 月 25 日	健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、新水前寺駅西高架下駐輪場、中央区神水一丁目 26、中央区水前寺五丁目 23-1 熊本競輪場、南区会富町 101

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 28 年 4 月 6 日まで

2 移動・保管台数

自転車 217 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 8 号

平成 28 年 1 月 8 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条及び第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

- 2 売却又は廃棄の年月日  
平成 28 年 1 月 8 日
- 3 売却又は廃棄の台数  
自転車 125 台

告 示 第 9 号

平成 28 年 1 月 12 日

平成 27 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 27	市県民税	4 期	平成 28 年 2 月 1 日	6 名

告 示 第 10 号

平成 28 年 1 月 12 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 の規定による届出がされたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43901 01360	セントケア巡回ステーションくまもと 熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号	セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 代表取締役 東 善郎	平成 28 年 1 月 31 日	定期巡回・随時 対応型訪問介護看護

告 示 第 14 号

平成 28 年 1 月 14 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地  
ふりーだむ 子ども支援センター 出町  
熊本市西区出町 7 番 3 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
株式会社ふりーだむ  
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1 番地 101  
組脇 泰光
- 3 指定年月日  
平成 28 年 1 月 15 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類  
放課後等デイサービス

## 告 示 第 1 5 号

平成 2 8 年 1 月 1 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地  
しま寮  
熊本市南区島町三丁目 5 番 2 3 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
NPO 法人くまもと福祉ネットワーク  
熊本市西区蓮台寺五丁目 3 番 3 3 号  
渡邊 充朗
- 3 指定年月日  
平成 2 8 年 1 月 1 2 日
- 4 障害福祉サービスの種類  
共同生活援助
- 5 主たる対象とする障害の種類  
知的障害者、精神障害者、難病患者

## 告 示 第 1 7 号

平成 2 8 年 1 月 1 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 1 1 7 7 7	ケアサポート凜 熊本市北区植木町富応 6 3 3 番地	合同会社 凜 熊本市北区植木町富応 6 3 3 番地 代表社員 牧野 静代	平成 2 8 年 1 月 2 5 日	訪問介護
4 3 7 0 1 1 1 7 7 7	ケアサポート凜 熊本市北区植木町富応 6 3 3 番地	合同会社 凜 熊本市北区植木町富応 6 3 3 番地 代表社員 牧野 静代	平成 2 8 年 1 月 2 5 日	介護予防訪問 介護

## 告 示 第 1 8 号

平成 2 8 年 1 月 1 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた



整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 条第 3 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11785	ふうの木ヘルパーステーション 熊本市東区西原一丁目11番63号	社会福祉法人 永幸福社会 熊本市東区西原一丁目11番63号 理事長 米澤 義一	平成28年 1月16日	訪問介護
43701 11785	ふうの木ヘルパーステーション 熊本市東区西原一丁目11番63号	社会福祉法人 永幸福社会 熊本市東区西原一丁目11番63号 理事長 米澤 義一	平成28年 1月16日	介護予防訪問 介護

告 示 第 1 9 号

平成 2 8 年 1 月 1 5 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 2 7 年度	1 1 月期	4 6 8 名
	1 0 月期	3 0 名
	9 月期	4 名
	8 月期	2 名
	7 月期	3 名
	6 月期	1 名
平成 2 6 年度	3 月期	1 名
	2 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 8 年 1 月 2 1 日

告 示 第 2 0 号

平成 2 8 年 1 月 1 5 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2、及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	11 月期	152 名
	10 月期	15 名
	9 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 28 年 1 月 21 日

告 示 第 2 1 号

平成 28 年 1 月 15 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	11 月期	13 名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 28 年 1 月 21 日

告 示 第 2 2 号

平成 28 年 1 月 15 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
12 月 21 日	立看板等	1	戸島西	12 月 22 日	
12 月 22 日	はり札等	10	長嶺南・八反田	12 月 23 日	
12 月 24 日	はり札等	3	薄場・砂原町	12 月 25 日	
	立看板等	1	池田		
1 月 4 日	はり札等	3	清水本町・土河原町	1 月 5 日	
	立看板等	1	鶴羽田		
1 月 5 日	はり札等	1	榎町	1 月 6 日	
	立看板等	8	榎町・良町		
1 月 12 日	はり札等	6	新南部・楠・琴平本町・東野	1 月 13 日	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3-1）					

公 告

公 告 第 2 号

平成 28 年 1 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区八分字町字十三居屋敷 5 4 9 番、5 5 0 番  
1, 5 7 7. 6 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺一丁目 2 2 番 1 8 号  
株式会社 タウン開発  
代表取締役 前田 尚毅

公 告 第 9 号

平成 2 8 年 1 月 5 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 名称及び位置

名称		位置
番号	公園名	
2・691	佐土原二丁目中央公園	熊本市南東区佐土原二丁目 4 7 4 番 1 1
2・692	佐土原三丁目西公園	熊本市南東区佐土原三丁目 3 4 6 0 番 4 5

## 2 供用開始の期日

平成 2 8 年 1 月 5 日

公 告 第 1 1 号

平成 2 8 年 1 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 8 年 5 月 6 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス島崎西店

熊本市西区島崎五丁目 1 4 番 9 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 2 8 年 8 月 2 6 日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 197平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物北側 49台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

公 告 第 1 2 号

平成 28 年 1 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成28年5月6日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大西 一 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウンサンピアン店

熊本市東区上南部二丁目2番2号

2 変更しようとする事項の概要

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.	収容台数		位置
	変更前	変更後	
No. 1	212台	238台	建物敷地内
No. 2	85台	94台	建物南西側
No. 3	409台	290台	建物南側
No. 4	76台	64台	建物南東側
No. 5	295台	124台	建物東側
No. 6	44台	46台	建物北東側
No. 7	56台	101台	建物北側
No. 8	74台	136台	建物北側
No. 9	40台	—	建物北側
No. 10	136台	—	建物北側
No. 11	0台	91台	建物北側
No. 12	473台	468台	建物敷地内
合計	1,900台	1,652台	

※No. 11の変更後台数は、従業員用24台を含む。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場No.	収容台数		位置
	変更前	変更後	
A	160台	120台	建物敷地内
B	240台	30台	建物敷地内
C	—	20台	建物敷地内
D	—	165台	建物敷地内地下
合計	400台	335台	

## (3) 駐車場の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数		位置
	変更前	変更後	
No. 1	2箇所	2箇所	建物敷地内
No. 2	2箇所	2箇所	建物南西側
No. 3	3箇所	2箇所	建物南側
No. 4	1箇所	1箇所	建物南東側
No. 5	2箇所	2箇所	建物東側
No. 6	1箇所	1箇所	建物北東側
No. 7	1箇所	1箇所	建物北側
No. 8	2箇所	2箇所	建物北側
No. 9	2箇所	0箇所	建物北側
No. 10	4箇所	0箇所	建物北側
No. 11	—	1箇所	建物北側
No. 12	4箇所	4箇所	建物敷地内
合計	24箇所	18箇所	

## 3 変更する年月日

平成28年8月26日

## 4 変更する理由

経営環境に対する営業政策のため。

## 5 届出年月日

平成27年12月25日

## 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

## (2) 縦覧期間

平成28年1月6日から平成28年5月6日まで

公 告 第 1 4 号

平成28年1月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区沖新町字山下割1024番4、1024番7

499.96平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 2 8 号

平成28年1月14日

熊本市の一部の地域を受益地とする船津・清田地区土地改良事業（農業用道路）を県営事業として施行すべきことを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、平成28年1月26日までに熊本市農業委員会に当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出ること。

熊本市長 大西一史

1 土地改良事業計画の概要

別紙「県営船津・清田地区土地改良事業（農業用道路）計画概要書」（登載省略）のとおり

2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

(1) 県営総事業費予定額697,000千円（うち事務費33,000千円）

（平成27年度単価。但し物価変動により将来変動がある。）

	事業費	事務費
国庫負担予定額	332,000千円（50%）	
県費負担予定額	166,000千円（25%）	33,000千円（100%）
市町村負担予定額	166,000千円（25%）	
地元負担予定額	—（ ）	
計	664,000千円	33,000千円

(2) 土地改良法第91条の規定による分担金の納入方法

該当なし

(3) 地元負担の予定基準

該当なし

3 予定管理方法等（又は予定管理者を記載した書面）

別紙「県営船津・清田地区土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法」（登載省略）による

4 特別徴収金に関する事項

本事業の施行に係る地域内の土地につき同法第3条に規定する資格を有する者は、当該工事の完了につき、同法第113条の2第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、同法第91条の2の規定により、特別徴収金を徴収されることがある。

5 受益地を明示した図書

別紙「概要図」（登載省略）のとおり

公 告 第 3 0 号

平成28年1月14日

熊本市の一部の地域を受益地とする船津・清田地区土地改良事業（農業用排水施設）を県営事業として施行すべきことを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、平成28年1月26日までに熊本市農業委員会に当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出ること。

熊本市長 大西一史

1 土地改良事業計画の概要

別紙「県営船津・清田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画概要書」（登載省略）のとおり

り

## 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

- (1) 県営総事業費予定額 292,900 千円 (うち事務費 14,000 千円)  
(平成 27 年度単価。但し物価変動により将来変動がある。)

	事業費	事務費
国庫負担予定額	139,450 千円 (50%)	
県費負担予定額	69,725 千円 (25%)	14,000 千円 (100%)
市町村負担予定額	27,890 千円 (10%)	
地元負担予定額	41,835 千円 (15%)	
計	278,900 千円	14,000 千円

- (2) 土地改良法第 9 1 条の規定による分担金の納入方法

本事業の区域を地域とする熊本市は、土地改良法第 9 1 条第 2 項の規定により、熊本県が同法第 3 条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市にこれに相当する額として負担させる金額を熊本県に対し負担する。

- (3) 地元負担の予定基準

熊本市は、条例で同法第 3 条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割を基準として、同法第 9 1 条第 3 項の規定により当該市町村が負担する分担金に相当する金額の分担金を徴収する。

## 3 予定管理方法等 (又は予定管理者を記載した書面)

別紙「県営船津・清田地区土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法」(登載省略)による

## 4 特別徴収金に関する事項

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者は、当該工事の完了につき、同法第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定による公告があった日から起算して、8 年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途 (以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合 (当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、同法第 9 1 条の 2 の規定により、特別徴収金を徴収されることがある。

## 5 受益地を明示した図書

別紙「概要図」(登載省略)のとおり

公 告 第 3 3 号

平成 28 年 1 月 15 日

農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 18 条第 1 項の規定により、平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画第 10 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大西一史

## 1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 3 6 号

平成 28 年 1 月 15 日

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 76 条の 3 第 2 項の規定に基づき建築協定の提出があったので、同法第 71 条の規定により次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

## 1 申請者

熊本県菊池市赤星 2 1 1 4 番地 1

株式会社八方建設

代表取締役 前川 浩志

2 協定の名称

THE LAST RESORT 水前寺建築協定

3 協定の区域

熊本市中央区水前寺四丁目 7 1 番 1 0 外 7 筆

4 協定の内容

関係書類は次の要領で関係者の縦覧に供する。

(1) 縦覧期間

平成 28 年 1 月 1 5 日から平成 28 年 2 月 3 日まで

(2) 縦覧場所

熊本市都市建設局建築指導課

公 告 第 3 7 号

平成 28 年 1 月 1 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字出水原 7 5 8 番 2

2 1 3. 4 2 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 4 0 号

平成 28 年 1 月 1 5 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の町の区域及び名称を変更するため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 町の区域及び名称の変更案

【南区合志一、二丁目及び白藤一、二丁目地域】

変更前町界町名	変更後町界町名	摘要
合志一丁目	合志二丁目	JR 操車場跡地
白藤二丁目	白藤一丁目	JR 操車場跡地

※ 別図、（現・新）町界町名図（登載省略）のとおり

2 変更時期 平成 28 年 4 月（予定）

3 縦覧期間 平成 28 年 1 月 1 5 日から平成 28 年 2 月 1 3 日まで

4 縦覧場所 熊本市市民局区政推進課



**中 央 区**

中央区告示第 1 号

平成 28 年 1 月 5 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 12 月 25 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野 晃

以下、登載省略

**南 区**

南区告示第 1 号

平成 28 年 1 月 12 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 12 月 17 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 田畑 公人

以下、登載省略

**北 区**

北区告示第 1 号

平成 28 年 1 月 7 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 12 月 17 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 田上 美智子

以下、登載省略

**東 区**

東区告示第 1 号

平成 28 年 1 月 7 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 28 年 1 月 5 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中原 裕治

以下、登載省略

東区告示第 2 号

平成 28 年 1 月 15 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 28 年 1 月 12 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中原 裕治

以下、登載省略

## 上下水道局

上下水道局告示第 1 号

平成 28 年 1 月 4 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 28 年 1 月 4 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成 28 年 1 月 4 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
  - (1) 東部処理区  
東区下江津一丁目、東区下江津五丁目、東区長嶺東八丁目、東区佐土原二丁目及び東区佐土原三丁目の各一部
  - (2) 西部処理区  
西区島崎四丁目、西区中島町及び南区八分字町の各一部
  - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区楠野町の一部
  - (4) 富合処理区  
南区富合町杉島の一部
  - (5) 植木処理区  
北区改寄町、北区植木町広住及び北区植木町滴水の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田 5 3 6 番地  
東部浄化センター
  - (2) 西部処理区  
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3  
西部浄化センター
  - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番地 1  
熊本北部浄化センター
  - (4) 富合処理区  
宇土市高柳町 1 3 8 番地  
宇土終末処理場
  - (5) 植木処理区  
北区鶴羽田町 1 2 番地 1  
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 2 号

平成 28 年 1 月 8 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 346 号	熊本市東区月出二丁目 3 番 48 号 ワタナベ設備 代表者 渡邊 一雄	平成 27 年 11 月 30 日

## 病 院 局

病院局公告第 53 号

平成 28 年 1 月 4 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成 28 年 1 月 4 日（月）から平成 28 年 1 月 29 日（金）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職 種	採用予定者数
免許資格職	医師	1 人

- 4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課  
熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載する。

## 監 査

監委公告第 1 号

平成 28 年 1 月 15 日

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

## 平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

農水商工局 農業政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;証明手数料の指定金融機関への払込みについて&gt;</p> <p>窓口（本庁 8 階農業政策課）で収納された「農地に関する証明手数料」が、何日分かの収納金額をまとめて指定金融機関に払込まれていた。</p> <p>会計規則では、現金を収納したときは、収納した日の翌日までに指定金融機関等へ払込むものとして規定されている。この規則は、現金の収納事務における現金の紛失、盗難等の事故を回避するために規定されているものなので、職員一人ひとりがその重要性を認識し、現金については慎重に扱わなければならない。</p> <p>また、指定金融機関が本庁の 1 階にあり、毎日払込むことが十分に可能であると思われるので、金額の多少にかかわらず、適正な収納事務を行われたい。</p>	<p>指摘後、翌日までに指定金融機関への払い込みを行うように改めた。</p>	平成 27 年 4 月 1 日

## 平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

観光文化交流局 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="272 365 588 477">&lt;業務委託における仕様書及び見積書の内訳について&gt;</p> <p data-bbox="272 488 588 1346">城南総合スポーツセンター樹木剪定業務委託契約においては、契約前の主管課長との事前協議及び実施何の段階で、業務の仕様を樹木伐採及び残材処分としていたが、実際の業務においては口頭指示により雑草刈も合わせて受託者に行わせていた。この業務内容の変更については、見積り参加業者の見積書の内訳の中で雑草刈との記載が確認出来るだけで、発注者である当市の仕様書及び何からは何も確認することが出来なかった。また、見積りの内容も樹木剪定と雑草刈それぞれの積算が必要であったが、実際は雑草刈のみを想定したようなものとなっていた。</p> <p data-bbox="272 1357 588 1507">一度決裁を受けた業務内容を変更する場合には、当然変更に係る決裁が必要であり、適切に処理されたい。</p> <p data-bbox="272 1518 588 1760">また、積算単価が異なる業務を合わせて発注する場合には、見積金額の根拠を確認するうえにおいても業務毎の内訳を明確にされた見積書を徴取されたい。</p>	<p data-bbox="604 365 1150 477">今後は業務内容を仕様書や伺い文章にきちんと明記し、業務ごとの内訳を明確にした見積書を提出させるよう改善を行った。</p> <p data-bbox="604 488 1150 600">また、一度決裁を受けた業務内容を変更する場合はあれば変更の決裁を行うことを周知徹底した。</p> <p data-bbox="604 611 1150 685">なお、決裁者においても決裁する際にはその内容をこれまで以上に精査するよう注意する。</p>	<p data-bbox="1166 365 1327 439">平成 27 年 4 月 1 日</p>

## 平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

## 北区役所 農業振興課北部分室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜見積書の確認について＞</p> <p>明徳町五反田地区排水路上補修工事において、小規模工事等に係る有資格者名簿（契約検査総室が管理）に登録されている 6 社の業者を選定し、見積り合わせが行われていたが、このうち最低価格であった業者から徴取された見積書の首標金額が鉛筆書きのまま業者が決定され、契約締結されていた。</p> <p>調査の結果、業者が会社内の決裁のため、見積り金額を鉛筆で記載していたものを、そのまま提出したものであることが判明した。</p> <p>熊本市会計規則においては、証拠書類は鉛筆その他の消滅しやすいもの（消えるボールペンなど）を使用してはならないとされており、また、証拠書類の首標金額は改ざん又は訂正してはならないとされている。</p> <p>見積り合わせの場合の見積書が鉛筆書きであることは適当ではないものの、金額の確認ができ、それに基づいてなされた契約自体は無効とまでは言えないが、契約締結等の事務処理においては、修正や訂正が不可能なボールペン等で記載されている証拠書類が必要であるため、見積書の徴取にあたっては、記載漏れや鉛筆書きなどがないか確認するよう徹底されたい。</p>	<p>工事関係の書類は、工事担当者が作成し、書類の確認すべき項目を網羅した契約事務チェックリストにより確認している。これまでは、主に主査がチェックしていたが、今後は、事務職員、決裁権者全員のチェック欄を設けてチェック体制を強化した。</p> <p>また、証拠書類の金額、数量等は、鉛筆その他の消えるボールペン等で書かれている可能性があるため、必ず消しゴムをかけてチェックするように改めた。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日</p>

## 平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

教育委員会事務局 熊本市立図書館

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>複写料の収入事務について</p> <p>複写料の収入事務において、窓口担当の嘱託職員が一連の収納事務を行い、業務終了後、集計表と現金を職員へ渡している。</p> <p>これを受け職員は、調定を行っているが、レジスターの記録や申込書までの確認作業がされていなかったため、レジスターの合計額と申請書金額及び調定金額が不一致であった。</p> <p>また、レジスターで収納した複写料について、領収証の未発行があった。</p> <p>収入すべき金額は、集計表だけでなく証拠書類であるレジスターの記録及び申込書と照合し確認すること</p> <p>また、レジスターで収納した複写料については、会計規則第 19 条により領収証を発行しなければならないものであることから、正確な収入事務を行うこと</p>	<p>・収入事務の流れを下記のとおり改善した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 窓口担当の嘱託職員は、レジスター記録と申請書と現金の 3 点を照合し集計表を作成</li> <li>② 業務終了後、レジスター記録、申請書、現金及び集計表を職員へ渡す</li> <li>③ 翌日、職員は、前号の 4 点をチェックし調定処理を行う</li> </ol> <p>・窓口担当の嘱託職員へレジスターで収納した複写料については、必ず領収証を発行することを徹底した。</p>	<p>平成 27 年 3 月 24 日</p>

## 平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

東区選挙管理委員会事務局

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="276 365 639 434">&lt;選挙事務に係る時間外勤務命令及び確認について&gt;</p> <p data-bbox="276 488 639 680">市長選挙及び衆議院議員総選挙事務において、「時間外勤務命令書」に、受命責任者印や所属長印の押印漏れや、職務代理者の氏名の記載漏れが見受けられた。</p> <p data-bbox="276 696 639 889">また、「時間外勤務等報告・確認書」に、従事時間の欄の記載内容誤り、時間数の欄の鉛筆書き及び無記入並びに確認者欄の押印漏れなどが見受けられた。</p> <p data-bbox="276 943 639 1261">時間外勤務命令書や時間外勤務等報告・確認書は、選挙事務従事者の時間外手当支給の根拠となる重要な書類である。このことから、作成にあたっては消滅しにくいボールペン等を使用されるとともに、必要項目の記載等の漏れが無いよう努められたい。</p>	<p data-bbox="662 365 1091 434">「時間外勤務命令書」の回収時に確認し、その場で修正するよう変更した。</p> <p data-bbox="662 450 1091 600">平成 27 年 4 月執行の県議・市議選においては、チェック体制を強化し、記載事項の随時確認を行い、適正な処理を徹底した。</p> <p data-bbox="662 616 1091 766">今後、書類作成時の記載例を作成し、選挙事務従事者等への説明・周知を徹底するとともに、これまでのチェック体制を充実していく。</p>	<p data-bbox="1118 365 1303 434">平成 27 年 4 月 28 日</p>



## 平成 26 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

## 北区選挙管理委員会事務局

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="276 365 647 434">&lt;選挙事務に係る時間外勤務命令及び確認について&gt;</p> <p data-bbox="276 488 647 680">市長選挙及び衆議院議員総選挙事務において、「時間外勤務命令書」に、受命責任者印や所属長印の押印漏れや、職務代理者の氏名の記載漏れが見受けられた。</p> <p data-bbox="276 696 647 889">また、「時間外勤務等報告・確認書」に従事時間の欄の記載内容誤り、時間数の欄の鉛筆書き及び無記入並びに確認者欄の押印漏れなどが見受けられた。</p> <p data-bbox="276 904 647 1218">時間外勤務命令書や時間外勤務等報告・確認書は選挙事務従事者の時間外手当支給の根拠となる重要な書類である。このことから作成にあたっては消滅しにくいボールペン等を使用されるとともに、必要項目の記載等の漏れが無いよう努められたい。</p>	<p data-bbox="667 365 1112 680">平成 27 年 4 月の県議会議員選挙よりチェック体制を強化し、適正に処理及び執行を行っている。今後執行される選挙においても、通常の説明に加え記載例を添付するなど更なる関係者への周知を徹底するとともに事務局においても記載事項チェック項目を随時確認してチェック体制の強化を行うこととした。</p>	<p data-bbox="1134 365 1334 434">平成 27 年 4 月 28 日</p>

## 平成 27 年度一般・特別会計定期監査（工事）の結果に対する措置

総務局 危機管理防災総室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;関係住民等への事前説明等について&gt;</p> <p>・工事名 熊本市デジタル同報系防災行政無線整備工事</p> <p>・工事期間 平成26年10月7日から平成30年3月20日まで</p> <p>本工事は、同報系防災行政無線のデジタル化と区域拡大をめざし、本庁舎の親局、各区役所などの遠隔制御局、及び中継局・屋外拡声子局などの既存設備の更新、更に高潮・津波被害の恐れがある沿岸部や土砂災害危険箇所への新設を行い、災害緊急情報などの市域各所への一斉通知を可能とするものである。</p> <p>①関係住民等への事前説明について</p> <p>担当者を含む関係職員が、工事の発注前に関係住民や地権者に対する説明や協議の必要性を認識していたものの、時間の制約などから結果的に行わないまま発注していた。</p> <p>工事が広く住民の安全に繋がるものであること、発注後に組織をあげて関係住民等への説明を行っていることなどから、これまでのおおむね予定どおりの進捗率で推移しているものの、関係住民等に対する事前の説明や協議を怠ったことは、工事の計画的執行の観点から明らかに実施手順としての適正に欠けるものである。</p> <p>今後、工事の計画に際しては、より早い段階から関係住民等への丁寧な説明と確実な協議を徹底することで、適正かつ計画的な工事の執行に努められたい。</p>	<p>①今後、同様な工事を実施する場合、関係住民等への事業計画の周知については、本市が策定しているP Iの実施方針に基づき、工事等計画段階の早い時期に実施するよう徹底することとし、工事発注前の照査項目に盛り込むこととした。</p>	<p>平成27年 8月3日</p>

<p>②工事の執行に係る態勢の整備等について</p> <p>営繕工事の執行については、従来から財政局長通達の中で営繕課や設備課に協議することとされており、営繕課では技術支援や事業課に代わって設計や工事監理を行うため、毎年度全庁的に工事の発注計画の照会を行っているが、本工事の計画に際しては、担当者を含む関係職員が通達の該当部分を承知していなかったことから、営繕課等に対し必要な協議を行わないまま、工事の計画から設計、工事監理までを事業課のみで実施していた。</p> <p>事業課では基本計画や実施設計を専門業者に委託していたものの、仮にこの段階から営繕課等との協議を行っていれば、より充実した執行態勢や技術支援を得られた可能性が高いものと思われる。</p> <p>このような点からも、毎年度当初に出されている財政局長通達の一部内容を複数の職員が見落とししていた点は看過しがたく、今後、徹底した再発防止対策に取り組むとともに、工事の計画や執行に際しては、広く関係課と協議を行い、適正な執行態勢の構築に努められたい。</p>	<p>②執行以前において営繕課・設備課へ協議を行うことの必要性について、局内にて周知徹底を図った。危機管理防災総室においては、今後も電気、土木関連工事を施工する可能性があり得るため、改めて、工事設計等の事業着手前の必要な手順を確認するチェックシートを作成した。</p>	
--	--	--

## 平成 27 年度一般・特別会計定期監査（工事）の結果に対する措置

農水商工局 農業政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="276 365 584 398">&lt;土留工の設置について&gt;</p> <p data-bbox="276 409 584 477">・工事名 無田口排水機場 電気設備改修工事</p> <p data-bbox="276 488 584 600">・工事期間 平成26年10 月30日から平成27年3 月3日まで</p> <p data-bbox="276 611 584 936">本工事は、設置から19年 を経過した排水機場の老朽 化に伴う改修工事のうち電 気設備に係るもので、引込み 柱や高圧引込み受電盤をは じめとした各種電気盤など、 主要設備の更新を行うもの である。</p> <p data-bbox="276 947 584 1462">敷地内において、地中に埋 設された既設接地極の周囲 のみを深さ1.65mほど掘 り起こしてこれを撤去する 計画としていたが、実際には 受注者の判断で当該接地極 周辺の広い範囲を1.7mの 深さまで直掘りを行い、土留 工などの崩落防止の対策を 設けないまま中で作業を行 っており、掘削穴の近傍には 建設機械の往来も確認され た。</p> <p data-bbox="276 1473 584 1709">国土交通省の建設工事公 衆災害防止対策要綱土木工 事編においては、掘削の深さ が1.5mを超える直掘りを行 う場合には原則として土 留工をしなければならな</p>	<p data-bbox="606 365 1144 566">課内会議を実施し工事担当者全員へ地盤の掘削 工事において同様の事態を招くことがないよう、 請負者に対し十分な安全対策の実施を指導すると ともに、施工内容に変更が伴う場合は事前協議の 徹底を指導するよう周知した。</p>	<p data-bbox="1166 365 1319 432">平成27年 8月3日</p>

いこととしており、今回のケースにおいても当該原則を免れる具体的事由は認められず、土留工を設けるべきであったと判断される。

また、掘削穴での作業中には建設機械を近づけないなど、十分な安全上の配慮が必要であったと思料される。

今後地盤の掘削工事において同様の事態を招くことがないように、受注者に対し十分な安全対策の実施を指導するとともに、設計仕様の変更など工事目的物に係る変更不止まらず、施工方法の変更についても、事前協議を行うよう指導を徹底されたい。

## 平成 27 年度一般・特別会計定期監査（工事）の結果に対する措置

教育委員会事務局 施設課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>解体工事における石綿ばく露防止対策について</p> <p>解体工事における石綿のばく露は、深刻な健康被害を及ぼす恐れがあることから、国による石綿障害予防規則や建築物解体工事共通仕様書で厳格なばく露防止対策が規定されている。</p> <p>本工事では、既設附属施設の一部に石綿含有のスレート板が使用されていたため、設計図書において必要なばく露防止対策のレベルを記載していたものの、施工においては防塵のための湿潤化が行われていただけで、解体前の事前調査、呼吸用保護具の着用、手ばらしによる解体など、必要な石綿ばく露対策が採られていなかった。</p> <p>工事関係者は法令などを遵守し再発防止に努め、設計、施工管理、工事監理のそれぞれにおいて十分な注意と計画のもと石綿ばく露防止対策を徹底されたい。</p>	<p>今回の指摘事項は、監督員の、受注者との施工内容の確認不足など、施工監理が不十分であったことが原因であったと考えている。</p> <p>これを踏まえ、設計書の工事概要欄に「石綿含有材の撤去の有無」を明記し、工事内容に石綿含有材の撤去が含まれるのか、について注意が行き届くようにし、さらに、契約後、受注者との打合せにおいて、解体する建材の種別について確認を行い、市と受注者において、石綿含有材の撤去について共通認識を図ることで、再発防止を図った。</p>	<p>平成 27 年 8 月 3 日</p>

## 平成 26 年度公営企業会計定期監査（工事）の結果に対する措置

上下水道局 料金課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>検定満期となるφ40～100耗の量水器を計量法第72条に基づき取替える業務委託において、量水器取替予定箇所建物の解体などが発生し、量水器撤去のみの業務となったものについて、別途随意契約している水道サービス公社に、電話などにより撤去を依頼し、本委託契約については、設計変更によりその業務を除いて執行していたもの。本来、委託契約を締結している業務の条件変更等については、委託契約書に基づき委託者がその事実を調査し、受託者の意見を聞き執行しなければならないが、その事務手続きを行わず執行していたもの。</p> <p>このような委託契約の条件変更等は、今後も発生することが予測されることから、委託契約書に基づく適正な契約の履行に努められたい。</p>	<p>措置日以降、取替予定事業所解体の際は、必ず受託者と①②のとおり協議することとし、平成27年度の大口径量水器取替等業務委託においては、仕様書の中に『使用者が所有、賃貸、使用貸借する建物の解体等により取替箇所数が減少する可能性がある。詳細な内容については、委託者受託者協議の上決定する』という文言を入れた。</p> <p>措置の方法</p> <p>○取替予定事業所の解体等によるメーター取り外しが発生した場合</p> <p>①受託者へ連絡し、解体による緊急なメーターの取り外し対応が可能であれば依頼し、「取外しのみ」の単価となるため、その都度受託者と協議を行い、業務委託打合簿を交わす。</p> <p>②対応ができない場合は、取替件数が減少するため、その都度受託者と協議を行い、業務委託打合簿を交わす。</p>	<p>平成27年 10月8日</p>

## 平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

都市建設局 植木中央土地区画整理事業所

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;取締役会の議事録について&gt;</p> <p>会社法第 369 条第 3 項によると、取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならないと規定されているが、書面をもって作成された議事録で押印のないものが散見された。</p> <p>議事録の押印については、関係法令に則り適正に行われたい。</p>	<p>過去の取締役会での押印ができていなかった議事録について、もれがあったものに押印した。</p> <p>また、監査による指摘があった以降の取締役会の議事録についても、もれがないよう押印するよう改善したところ。</p>	平成 27 年 1 月 28 日



## 平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

都市建設局 植木中央土地区画整理事業所

指摘事項等	措置内容	措置日
<p data-bbox="276 371 585 439">&lt;貸借対照表の公告について&gt;</p> <p data-bbox="276 450 585 976">会社法第 440 条第 1 項によると、株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないと規定されている。また、当会社の定款第 4 条においても、公告の方法として、当会社の公告は、熊本日日新聞に掲載すると規定されている。</p> <p data-bbox="276 987 585 1099">しかしながら、当会社設立以来、貸借対照表の公告がなされていなかった。</p> <p data-bbox="276 1111 585 1223">貸借対照表の公告については、関係法令に則り適正に行われたい。</p> <p data-bbox="276 1234 585 1760">また、会社法第 440 条第 3 項において、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過するまでの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとれば、同条第 1 項の規定は、適用しないと規定されていることから、この方法についても検討されたい。</p>	<p data-bbox="608 371 1150 483">平成 27 年 5 月 26 日に開催した定時株主総会にて、定款の一部を改正し、公告方法を熊本日日新聞への掲載から官報へと変更。</p> <p data-bbox="608 495 1150 562">平成 27 年 6 月 16 日付けの官報にて、貸借対照表を公告。</p>	<p data-bbox="1173 371 1321 439">平成 27 年 6 月 16 日</p>

## 平成 26 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

## 教育委員会事務局健康教育課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>理事会への必要な書類の提出及び承認について</p> <p>経理規程第 47 条の規定では、決算において、財務書類及び資金収支計算書の他に必要な書類として収支相償の計算書、公益目的事業費比率の計算書を作成し、理事会に提出し承認を受けなければならないことになっているが、その必要な書類が理事会へ提出及び承認がされていなかった。</p> <p>公益財団法人として認定を受けた後も、毎期、公益認定の基準を遵守する必要があることから、この書類は、その財務に関する基準を満たしているのか確認するための重要なものである。従って、遺漏なく規定に基づき理事会に提出され承認を受けられたい。</p>	<p>左記指摘事項に対しては、平成 27 年 5 月 15 日開催の理事会より、収支相償の計算書、公益目的事業比率の計算書を作成、提出し、理事会の承認を得ることとした。</p>	<p>平成 27 年 5 月 15 日</p>

監委公告第 2 号

平成 28 年 1 月 15 日

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表する。

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

## 平成 24 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の保育事業の執行について～

## 健康福祉子ども局 保育幼稚園課・指導監査課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;滞納整理票（簿）の整理について&gt;</p> <p>保育料の滞納者については、保育幼稚園課にて滞納整理票を作成し、滞納整理業務を行っているが滞納整理票の一部を閲覧したところ、下記の事項において記載内容等が不十分であると思われる。</p> <p>i. 滞納整理票の未納額の残高が鉛筆で書かれているか又は残高の記入がないものが散見された。収納した時点で過去の未納額の残高を訂正又は記入していた。</p> <p>ii. 滞納整理票で未納額の残高が確認できないものが散見された。熊本市は、収納整理簿で残高を管理しているとのことであるが、滞納整理票には収納整理簿が添付されていないものが多数あり、滞納整理票で滞納者を一元的に管理していない。</p> <p>iii. 滞納整理票は滞納整理担当者のメモ書きのように利用されており、上司が滞納整理票を閲覧し滞納者の滞納状況を把握するなどの上司による滞納整理票の管理は行われていない。</p> <p>iv. 滞納になる理由など必要とする滞納者の情報の記載が不十分である。そのため適時に徴収金の減免措置や悪質な滞納者に対する差押えのなど処置が行われていない。</p>	<p>i, ii、</p> <p>滞納整理票に、システム管理している収納整理簿から出力した最新の未納明細を収納時等に添付することにより、滞納者との交渉記録や未納残高等を一元的に管理することとした。</p> <p>iiiについては、平成 25 年 4 月 1 日より、上司のパソコン端末から滞納整理簿について確認できるようにした。</p> <p>ivについては、滞納となっている理由等、滞納者の情報を適宜滞納整理票に記載するよう改めた。また、平成 27 年 4 月 1 日から記録を基に、何度も催告を行っている者に対しては差し押さえを執行し、生活困窮者に対しては徴収猶予を行っている。</p>	<p>i、ii、iv 平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>iii 平成 25 年 4 月 1 日</p>

## 平成 24 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：熊本市の保育事業の執行について～

健康福祉子ども局 保育幼稚園課・指導監査課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜「熊本市認可外保育施設補助金の事務処理手続き」について＞</p> <p>熊本市認可外保育施設補助金の事務処理手続きについてサンプルチェックを行った結果、「補助金交付申請書」、同添付資料「交付申請額算出内訳書」及び事業報告書添付資料「補助金収支精算書」において、対象人数の適用誤り、集計の誤りによる交付額に影響を及ぼす不備や、交付額に影響は及ぼさないが交付申請額算出内訳書や補助金収支精算書に記載誤りがあるものが見受けられた。</p> <p>抽出サンプルの 41.2% に不備があり、熊本市認可外保育施設補助金の事務処理手続きに不備があると言わざるを得ない。改善が必要である。</p>	<p>当該補助金の事務処理については、ダブルチェックの徹底を行うとともに、施設から提出される申請書の様式の見直しを行うなどの改善を図り、適切な事務処理を行っている。</p> <p>また、申請額に誤りのあった補助金について施設からの返還を行った。</p>	<p>平成 27 年 3 月 31 日</p>

平成 25 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：行政組織の統制システムの整備運用状況について～

南区役所 農業振興課  
 北区役所 農業振興課  
 都市建設局 土木総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;年度末に残余予算の消化を目的とした支出について&gt;</p> <p>年度末に残余予算を消化するための不要不急の支出があり、正当な予算執行とは言えない支出があった。また、任意団体现金で備品等を購入した場合、その備品の所属について不明確である。例えば、任意団体が解散した場合、保有する備品がどのように処分されるか明確な規定が無い状態である。補助金を支出する側（熊本市）が補助要綱等で予め規定しておくべきであろう。</p>	<p>（南区役所 農業振興課）        今回の包括外部監査での指摘を真摯に受け止め、年度当初に承認された事業計画に基づき、計画的に事業を進め、年度末の予算消化と疑われるような支出が無いよう努める。</p> <p>（北区役所 農業振興課）        植木町担い手育成総合支援協議会・植木町地域農業再生協議会        上記 2 事業において、年度末に残余予算の消化を目的とした支出があったとの指摘について、監査指摘を踏まえ、各年度の事業計画に基づき、可能な限り事務事業の早期完了に努め、年度全体の事業を適正に執行し、併せて熊本市公金外現金取扱要綱の遵守に努め、不要不急の支出を廃するものとする。</p> <p>（土木総務課）        年度当初に総会で承認された事業計画に基づいた計画的な事務執行を行い、年度末の予算消化と疑われるような不要不急の支出は廃することにした。</p> <p>また、期成会解散時の残余財産については、期成会の事務局業務について定めた「熊本市期成会事務局業務取扱要領」（平成 25 年 4 月 1 日制定）を平成 27 年 3 月 1 日に一部改正し、解散時の残余財産については、総会の議決を経て、負担金の割合等に応じ、期成会構成市町村へ贈与する旨定めた。</p>	<p>（南区役所 農業振興課）        平成 25 年        9 月 26 日</p> <p>（北区役所 農業振興課）        平成 25 年        10 月 2 日</p> <p>（土木総務課）        平成 27 年        3 月 1 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

農水商工局 商工振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt; 備品の管理状況について &gt;</p> <p>指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>備品台帳未登録の備品について、現物の確認を行うとともに、備品購入の経緯を確認し、市の備品については指定管理者の備品及び物品と区別し、備品台帳登録を行い、備品シールを添付した。</p>	<p>平成 27 年 11 月 6 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉子ども局 障がい保健福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;備品の管理状況について&gt;</p> <p>指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>平成 27 年 5 月に現地にて現品確認を実施し、備品管理台帳と突合の上、現品確認できた備品については市の備品管理シールを貼付するとともに、すでに廃棄済み等で現品確認ができなかった物については備品管理台帳から抹消処理を実施。</p>	<p>平成 27 年 5 月 27 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

都市建設局 土木管理課自転車対策室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;備品の管理状況について&gt;</p> <p>指定管理者は、仕様書に従い市が貸与する備品及び物品について、指定管理者の備品及び物品とは明確に区別した上で備品の現況を適切に把握し、市が示す備品管理台帳に登載すると共に、その結果を市に報告する必要がある。市は、指定管理者からの報告を受け、熊本市物品会計規則に従い備品の現況を明らかにし、必要に応じて、自ら備品管理台帳と現物の照合を行い、指定管理者の備品の管理状況を確認し、市の備品管理台帳に登載すべきである。</p> <p>また、備品に添付する備品管理シールは、備品管理台帳と備品の現物を紐づける重要な役割を担っており、また、市の備品と指定管理者の備品とを区別するためのものでもあるため、備品に添付すべきである。</p>	<p>本市物品会計規則に基づき、備品の現物照合を行い、備品管理台帳登載へ事務処理済。指定管理者が管理する備品については、モニタリング時に備品と台帳を照合済。</p> <p>備品管理シールについては、契約検査総室から交付されたものを貼付。</p>	<p>平成 27 年 1 1 月 5 日</p>



平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;図録販売について&gt;</p> <p>①領収証書の作成について          熊本市会計規則第 19 条において、観覧券などの領収証書に類するものを交付するとき等を除いて、現金の納付があった時は、領収証書を発行しなければならないとあり、したがって図録の販売による現金納付時は領収証書の発行が必要である。</p> <p>図録は市の財産であり、その財産の引き渡しおよび現金の収納行為である図録販売の存在を確認するためにも証憑は重要であるため、図録販売時の領収証書の発行および控えの作成、保管は必要である。</p> <p>②図録の販売実績の記録について          図録の販売実績が適切に集計されていないため、月次や年次の各期間や累計の販売実績の情報が正確に把握できない。また、鉛筆による記載のため、改ざんの可能性や修正内容が検証できず、また書き方も統一されていないため情報不足により正確な販売実績は不明である。したがって、モニタリング等による事後検証も困難であると考えられる。各図録の販売実績の月次集計等が正確に作成できるよう、日々の集計表（日報）に記載する図録販売実績の記載フォーマットを再検討し、かつ修正証跡が残るボールペン等で記載すべきである。</p>	<p>①領収証書の作成について          図録販売による現金納付時の領収書の発行については、平成 27 年度より、市販の領収書を販売の都度発行、及び控えの保管を開始。平成 27 年 8 月 14 日から、図録販売専用の領収証書を制作し、発行・保管を行っている。</p> <p>②図録の販売実績の記録について          図録の販売実績記録に関しては、指摘直後にデータ管理表を見直し、月次・年次の各累計販売冊数・販売金額が把握できるよう改善した。</p> <p>また、日々の記録用紙（日報）に関しては、記録を行う受付職員に、ボールペンでの記入を周知し改善した。</p>	<p>①平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>②平成 27 年 4 月 1 日</p>

<p>③図録の在庫管理について</p> <p>図録は、著作権は市が所有し、販売や配布、保管資料等の目的のために市が所有しているものである。販売価値や資料的価値がある以上、図録は市の重要な財産である。したがって、継続的な入出庫の記録と、定期的な実地の棚卸の実施による図録の在庫管理が必要である。</p> <p>また、図録の作成には種々の目的があり、作成計画において目的を設定したうえで予定部数を決定し作成している。従って、目的別に個別に在庫管理を行うことが適切と考えられる。また、販売可能な資産としての価値や資料的価値を考慮すると、未管理による盗難・紛失等の損害の発生を防止する上でも在庫管理は重要である。</p>	<p>③図録の在庫管理について</p> <p>図録の在庫管理については、在庫管理記録表への記載をする際、目的別・図録別に販売・非販売用に欄を分けるとともに、ボールペンを使用することとした。</p> <p>また月 1 回、在庫の棚卸作業を実施し、在庫数の把握・保管庫内の整理を行っている。</p>	<p>③平成 27 年 4 月 1 日</p>
--	---	-----------------------------

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

市民局 市民協働課男女共生推進室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;新たに整備した駐車場の公有財産台帳への登載について&gt;</p> <p>新駐車場は、アスファルト敷きの「駐車場設備」であり、地方自治法に定める「不動産の従物」であると考えられるならば、当該新駐車場は公有財産に該当すると考えられる。</p> <p>また、センターの駐車場について、条例により使用料が定められ、公有財産として使用を許可し実際に使用料が徴収されている経済的実態は、旧駐車場、新駐車場ともに同じである。それにもかかわらず、旧駐車場は「男女共同参画センターはあもにい」と一体とはみなさず、新駐車場は「男女共同参画センターはあもにい」と一体とみなす、という異なった取扱いをするのであれば、当該取扱いは平衡を欠くものであると言わざるを得ない。</p> <p>したがって、新駐車場についても、旧駐車場と同様、「男女共同参画センターはあもにい」と一体とせず、公有財産台帳に登載する必要があると考える。</p>	<p>「アスファルト駐車場」について、平成 27 年 7 月 13 日付け市協発第 195 号にて、管財課長に対し、公有財産台帳（施設）としての登載を文書にて依頼し、その後、当該台帳にて登載を確認した。</p>	<p>平成 27 年 7 月 13 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

財政局 車両管理課  
 都市建設局 土木管理課自転車対策室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;道路台帳及び公有財産台帳への未登載について&gt;</p> <p>市は、施設の管理を行う前提として、施設の状況を示した道路台帳または公有財産台帳のいずれの台帳に登載する必要がある。いずれの台帳にも登載されていない状況では、そもそも適切な管理が行われているとはいえない。</p> <p>市は、辛島公園地下駐車場等について道路の附属物として道路台帳に登載すべきものであるのならば、速やかに道路台帳に登載する必要がある。また、仮に道路の附属物ではないと判断した場合は、公有財産として公有財産台帳への登載を検討すべきである。</p>	<p>市道廃止に伴い道路附属物としての位置付けから外れることとなり、辛島公園地下駐車場及び辛島公園地下通路については、公有財産として公有財産台帳への登載を行った。</p>	<p>平成 27 年 9 月 6 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

市民局 区政推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;選定委員会に関する議事録の作成及び保管について&gt;</p> <p>指定管理者の選定に関する選定委員会においては、委員会における審議過程を公表・開示することを前提として、「熊本市市民参画と協働の推進条例」「候補者選定ガイドライン」及び「熊本市情報公開条例」に従い、議事録を作成するとともに適切に保管する必要がある。</p>	<p>平成 27 年 1 月 2 日に開催した、「熊本市地域コミュニティセンター」指定管理者選定委員会において、議事録の作成を行った。</p>	<p>平成 27 年 1 月 2 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

都市建設局 都市政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;選定委員会に関する議事録の作成及び保管について&gt;</p> <p>指定管理者の選定に関する選定委員会においては、委員会における審議過程を公表・開示することを前提として、「熊本市市民参画と協働の推進条例」「候補者選定ガイドライン」及び「熊本市情報公開条例」に従い、議事録を作成するとともに適切に保管する必要がある。</p>	<p>平成 26 年度選定から議事録を作成し、各委員の確認を受けた上、紙及び文書管理システムにて保管している。</p>	<p>平成 27 年 2 月 17 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

農水商工局 商工振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について（備品管理について）&gt; 市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>モニタリングの中で、現物の照合も行った。</p>	<p>平成 27 年 8 月 27 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

市民局 市民協働課男女共生推進室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜モニタリングの適切な実施について（備品管理について）＞</p> <p>市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>平成 27 年 6 月 23 日～24 日実施した、平成 27 年度第 1 回目モニタリングにおいて、書類確認のほか、項目に応じ現地確認、備品台帳との照合等を行った。</p>	<p>平成 27 年 6 月 23 日～ 24 日</p>



平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 シティプロモーション課国際室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について（備品管理について）&gt;</p> <p>市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日のモニタリングにおいて、現存の備品については、台帳の整理と現物との照合作業を鋭意実施されていることを確認するとともに、今後も随時備品台帳と現物の照合を行うよう指導した。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉子ども局 障がい保健福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜モニタリングの適切な実施について（備品管理について）＞</p> <p>市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>指摘を経て、平成 27 年 5 月に備品の総点検を実施。これからはモニタリングの際に現品確認を適切に実施することとし、平成 27 年度については 2 月実施予定のモニタリングの際に再度現品確認を実施することとする。</p>	<p>平成 27 年 5 月 27 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

都市建設局 土木管理課自転車対策室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について(備品管理について)&gt; 市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>平成 26 年度のモニタリング実施時に、立入調査を行い、書類の確認や業務内容の聞き取り調査を実施している。指定管理者が管理する備品については、備品と台帳を照合済。</p>	<p>平成 27 年 3 月 17 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 観光振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について(備品管理について)&gt; 市は、モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の実施している業務について、書類の確認にとどまらず、備品の管理であれば例えば書類と現物の照合を行うなど、その実態に即した確認を適宜実施し、適切に評価するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善指導を行う必要がある。</p>	<p>モニタリング実施時に、書類と現物の照合について実施。実態に即した確認を行っている。</p>	<p>平成 27 年 4 月 17 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

農水商工局 商工振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜モニタリングの適切な実施について（管理経費の収支状況の確認について）＞</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成 26 年度包括外部監査報告書（P 53）より抜粋</p> <p>人件費を本部会計と情報会館運営事業で負担しており、他の 8 事業も当然に人件費を負担すべきであるが負担していない。平成 25 年度事業実施報告書の管理経費の収支状況における人件費も同様であり、過度に人件費の負担をしていると思われる。</p>	<p>指定管理者の人件費について、人件費を本部会計と情報会館運営事業で負担状況について、それぞれの業務に従事した時間を報告させるとともに、従事割合に応じた負担になっているかモニタリングで確認を行うこととした。</p>	<p>平成 27 年 8 月 27 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

市民局 市民協働課男女共生推進室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について（管理経費の収支状況の確認について）&gt;</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成 26 年度包括外部監査報告書（P 87）より抜粋</p> <p>市が取りまとめている「平成 25 年度 指定管理者管理運営評価表」において、指定管理者である共同企業体の「収支状況」については、「B」（仕様書・協定書等の内容に対し、適切であると判断できるもの）との判断がなされている。</p> <p>しかし、「4. 収支報告の適切性について」で述べたように、収支報告が実際発生額で適切に表示していない以上、「適切である」との市の判断は適切ではない。</p>	<p>料金収入や経費等の状況を確認し、コスト面における管理運営状況をこれまでの推移とともに確認した。人件費については、構成企業に係る業務と指定管理に係る業務との従事割合の報告を求め、それに応じた人件費計上となっているかを確認した。</p>	<p>平成 27 年 6 月 23 日～ 24 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

都市建設局 公園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について（管理経費の収支状況の確認について）&gt;</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成 26 年度包括外部監査報告書（P 149）より抜粋</p> <p>市は、モニタリングにおいて管理経費の収支状況に関し、不正な支出がないよう確認を行う必要がある。</p>	<p>各年度の収支実績報告書を作成させ、平成 27 年度の第 1 回目のモニタリングの際に、根拠書類（帳簿や領収書、支払い伝票等）の確認を行うとともに、応募段階の収支計画との比較確認を行った。なお、改善指導すべき事項は無かった。</p>	<p>平成 27 年 10 月 27 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

農水商工局 産業政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について（管理経費の収支状況の確認について）&gt;</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成 26 年度包括外部監査報告書（P 170）より抜粋</p> <p>市は指定管理者である管理運営共同企業体から実際の経費に基づかない月次報告及び月次報告の提出を受けていたにもかかわらず、それに対する検証及び評価を適切に行えず看過したという点で、モニタリング上、不備があると言わざるを得ない。市は、協定書に従い適切にモニタリング（検証及び評価）を行う必要がある。</p>	<p>収支状況の確認については、四半期ごとのモニタリングの際、毎月の収支報告の根拠書類（帳簿や領収書、通帳等）を十分確認、実態を把握することとした。</p>	<p>平成 27 年 7 月 6 日</p>



平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 シティプロモーション課国際室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリングの適切な実施について(管理経費の収支状況の確認について)&gt;</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況(料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等)も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成 26 年度包括外部監査報告書(P 208・209)より抜粋</p> <p>指定管理者により提出された収支報告の中に、構成員のうち 1 社の収支につき業務委託費のみで計上されており、支出の性質に応じた項目での計上がなされていなかった。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日のモニタリングにおいて、包括外部監査にて指摘を受けた支出項目について改善されていることを確認するとともに、今後も支出の性質に応じた適切な項目で計上するよう指導した。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉子ども局 障がい保健福祉課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜モニタリングの適切な実施について（管理経費の収支状況の確認について）＞</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成 26 年度包括外部監査報告書（P 230）より抜粋          平成 25 年度事業報告書には「管理経費の収支状況」が記載されていない。</p>	<p>平成 26 年度実績報告の際に管理経費の収支状況についても、指定管理者から提出を受けるとともに、平成 27 年 10 月 2 日に実施したモニタリングにおいて、提出された収支状況に間違いはないか、本市との協定の通りとなっているか、給与台帳や領収書等を現品確認した。</p>	<p>平成 27 年 10 月 2 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

健康福祉子ども局 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜モニタリングの適切な実施について（管理経費の収支状況の確認について＞</p> <p>指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針の「2 財政状況の評価と確認」において「毎年度事業終了後に提出する事業報告書において、指定管理業務に関する財務状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況等）も報告する義務があり、市はこの財務書類で応募段階の収支計画と乖離していないかを確認することとする。」と規定している。</p> <p>市は、管理経費の状況につき、基本方針の趣旨に従い適切に確認する必要がある。さらに、市は指定管理者に対して、必要に応じて改善指導を行う必要がある。</p> <p>※平成 26 年度包括外部監査報告書（P 290）より抜粋</p> <p>当初、指定管理者から提出された平成 25 年度管理経費の収支状況が、平成 26 年 1 月 4 日に訂正され再提出されている。これにより平成 25 年度の収支差額が 390,797 円から 625,759 円へ変更されている。</p>	<p>今まで、指定管理者から収支報告書のみを提出してもらっていたが、収支報告書の提出にあわせ根拠となる資料の提出を求め、収支報告書の確認を行うように改めた。</p>	<p>平成 26 年 1 月 4 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 シティプロモーション課国際室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;指定管理者である共同企業体の収支報告書について&gt;</p> <p>指定管理者である熊本市国際交流会館共同企業体は、その作成する収支報告書において、各構成員の活動実績について「業務委託費」の項目を用いて計上するのではなく、人件費や修繕費といった活動の性質ごとの項目を用いて計上する必要がある。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日のモニタリングにおいて、平成 26 年度からは、構成員の活動実績は、その性質ごとの項目で計上されていることを確認した。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

農水商工局 産業政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;指定管理者の月次報告及び決算書の数値の適切性について&gt;</p> <p>指定管理者である管理運営共同企業体が作成した月次報告及び管理経費の収支状況は、各構成企業への支払金額等に基づき作成されており、実際の経費に基づいた数値により作成されていない。その結果、指定管理者である管理運営共同企業体の活動成果を計数面で評価することができない状態となっている。</p> <p>したがって、指定管理者である管理運営共同企業体は、実際の経費に基づき月次及び年次の管理経費の収支状況を作成する必要がある。</p> <p>また、市は指定管理者である管理運営共同企業体から実際の経費に基づかない月次報告及び月次報告の提出を受けていたにもかかわらず、それに対する検証及び評価を適切に行えず看過したという点で、モニタリング上、不備があると言わざるを得ない。市は、協定書に従い適切にモニタリング（検証及び評価）を行う必要がある。</p>	<p>指定管理者である同企業体に対し、月次の管理経費の収支状況を、実際の経費に基づいた数値により作成するよう指導した。</p> <p>また、市は、四半期ごとのモニタリングの際、毎月の収支報告の根拠書類（帳簿や領収書、通帳等）を十分に把握、確認した。</p>	<p>平成 27 年 5 月 7 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;事業報告書及び事業計画書の提出について&gt; 所管課の担当者は、財団の理事会資料の事業報告書と事業計画書を入手しているため、市に報告する事業報告書と事業計画書を兼ねているとの理解であるが、財団の理事会資料と市に提出される報告書等とは作成目的が異なり、理事会資料が市に提出された報告書と扱うことはできないと考える。市に提出する事業報告書と事業計画書の記載内容と理事会資料とは記載内容は相違しているため、正式な事業報告書等の提出を求めるべきである。</p>	<p>平成 26 年度事業報告書、平成 27 年度事業計画書より財団として及び指定管理者としての報告書、計画書の提出を求めた。</p>	<p>平成 27 年 4 月 30 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

財政局 車両管理課

都市建設局 土木管理課自転車対策室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;事業報告書における「管理経費の収支状況」の提出について&gt;</p> <p>所管課によれば、指定管理者である駐車場公社の決算書類を入手しており、当該決算書類には駐車場公社が実施している事業ごとに決算数値が記載してあるため、当該決算書類における「辛島公園地下駐車場」「辛島公園地下自転車駐車場」の数値が、事業報告における「管理経費の収支状況」の数値を兼ねているとの理解である。</p> <p>しかし、駐車場公社の決算書類と「管理経費の収支状況」とは作成目的が異なるため、協定書に従い、市は指定管理業務に係る「管理経費の収支状況」もあわせて入手する必要がある。</p>	<p>平成 26 年度分については、指導の下、駐車場公社の決算書類とともに指定管理業務に係る「管理経費の収支状況」もあわせて提出させた。以後、毎年度提出を行うよう適切に指導を行った。</p>	<p>平成 27 年 4 月 10 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 観光振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜年度業務計画書における「収支計算書」及び年度総括書における「管理経費の収支状況」の未入手について＞</p> <p>市は、協定書の規定に従い、毎年度、年度業務計画書としての「収支計算書」及び年次総括書としての「管理経費の収支状況」を入手する必要がある。</p> <p>なお、「管理経費の収支状況」については、所管課によれば、指定管理者である観光交流サービスの決算書類を入手しており、当該決算書類の損益計算書の数値が、年次総括書における「管理経費の収支状況」の数値を兼ねているとの理解である。しかし、観光交流サービスの決算書類と「管理経費の収支状況」とでは作成目的が異なるため、協定書に従い、市は指定管理業務に係る「管理経費の収支状況」もあわせて入手する必要がある。</p> <p>また、市は単に入手するにとどまらず、予算である「収支計算書」と実績である「管理経費の収支状況」との照合及び評価を行う必要がある。</p>	<p>平成 27 年度から、観光交流サービスの決算書類とあわせて、業務計画書における「収支計算書」及び、年次総括書における「管理経費の収支状況」の提出を指定管理者に求め、入手したところ。</p> <p>入手した書類を照合及び評価し、適切な収支状況であることを確認した。</p> <p>今後も協定書等に基づき、必要書類の提出を適切に求めることとする。</p>	<p>平成 27 年 3 月 31 日</p>



平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

都市建設局 土木管理課自転車対策室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;モニタリング調査の回数について&gt;</p> <p>「指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針」に従い、業務遂行状況を適時に評価するために、市は、モニタリング回数を最低でも年 2 回に増やす必要がある。</p> <p>また、誰がいつどのようなモニタリングを行ったか、その責任の所在を明確にするため、モニタリング実施時のチェックリストには、実施日、実施時間、実施者等を記載する必要がある。</p> <p>さらに、モニタリング時に「×」を評価された項目については、その詳細な内容を記録するとともに、当該事項が改善されたか否かのフォローアップを適時行う必要がある。</p>	<p>平成 26 年度からモニタリングを 2 回実施しており、チェックリストに、実施日、実施時間、実施者を記載している。</p> <p>モニタリング時に「×」と評価された事項については、内容を記録し改善指導書を交付済。指定管理者からは、改善計画書と関係書類を徴取し改善を確認している。</p>	<p>平成 27 年 3 月 17 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

都市建設局 公園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;業務の再委託について&gt; 社団と上記の法人等とは、共同企業体ではなく別個の法人であるから、仕様書に従い、指定管理者は業務の再委託について書面による市の承諾を得る必要がある。</p>	<p>業務の一部について、指定管理者から提出された承認願について書面にて承諾を行うとともに、業務を再委託する場合は市の事前承諾を得るよう、指定管理者に指導を行った。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 シティプロモーション課国際室

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜共同企業体の構成員が再委託にかかる競争入札の指名業者になることについて＞</p> <p>共同企業体の各構成員は、管理運営業務を共同連帯して履行するのであって、共同企業体から構成員に対して業務を委託する関係にはない。</p> <p>そのため、共同企業体の構成員が再委託のための指名競争入札の指名業者として参加するのは適切ではない。</p> <p>施設の管理運営業務のうち一部の業務について、構成員が業務を実施するのが適切であるならば、競争入札を経るまでもなく当然に構成員が業務を実施する必要がある。一方で、他の業者に再委託をしたほうが適切であるのであれば、競争入札等の任意の方法を経て構成員以外の者と再委託契約を締結することとなる。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日のモニタリングにおいて、平成 26 年度からは共同企業体構成員への再委託はないことを確認した。また、今後も共同企業体構成員への再委託は行わないことを指導した。</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日</p>

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書  
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

観光文化交流局 観光振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;再委託を行う場合の市の承諾について&gt;            協定書に従い、指定管理者は管理運営業務の一部を S P C の構成企業以外の第三者に再委託させる場合には、あらかじめ書面による市の承諾を得る必要がある。</p>	<p>年度業務計画書にて委託業者一覧表を入手し、承認済み。            なお、今後新規で再委託を行う場合は、その都度書面により事前承諾を得るよう指導を行った。</p>	<p>平成 27 年            3 月 31 日</p>

## 農 業 委 員 会

農委公告第 13 号

平成 28 年 1 月 4 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 28 年 1 月 8 日（金）午後 3 時
- 2 場所 市役所 14 階大ホール
- 3 議題
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
  - 第 2 号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
  - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
  - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
  - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10 号）
  - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（農地中間管理機構との貸借）
  - 第 7 号議案 納税猶予に関する適格者証明願
  - 第 8 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他